

## 一般社団法人美しい伊豆創造センター会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人美しい伊豆創造センター（以下「この法人」という。）定款第8条の規定に基づき、本会の会費又は負担金（以下「会費等」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程による用語の定義は次の通りとする。

- (1) 市町会員とは、正会員のうち地方自治法第1条の3第2項に定める市町村をいう。
- (2) 賛助会費とは、賛助会員が支払う会費をいう。

### (年会費等)

第3条 この法人の会費等は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

会員種別	会費又は負担金
(1)市町会員	理事会で別に定める額
(2)市町会員以外の正会員	2万円以上
(3)賛助会員	1万円以上

2 年度の中で入会した会員は年会費を納入するものとする。

### (納付)

第4条 会費は毎年6月までに1箇年分を納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町会員は、毎年4月及び10月に年会費の2分の1をそれぞれ前納するものとする。

### (変更)

第5条 この規程は、定款第13条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

### 附 則

この規程は、この法人の設立の登記の日の翌年度の会費から適用する。